

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、自治体に対しては、急激な少子高齢社会の到来を受け、子育て、医療、介護など全世代型の社会保障施策の整備及び地域医療体制の充実が求められているとともに、人口減少を見据えた地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、DXに対応した各施策の充実など極めて多岐にわたる役割が求められている。さらに、自然災害が頻発し激甚化する中、社会インフラの老朽化に対応して、耐震化や再整備も喫緊の課題となっている。

2026年度の地方財政計画は、物価高騰や人件費の増大に対応する内容となっているが、2027年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価や賃金の上昇に伴う行政経費の増大を的確に反映するとともに、社会全体で求められている賃金水準の底上げと相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額の更なる充実や維持補修費の適切な確保などを実現するによって、積極的な地方財政の確立が必要である。

よって、本市議会は、国に対し、地方財政確立のために次の事項の実施を求める。

- 1 全世代型の社会保障、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育、防災・減災、地域公共交通の確立など、増大する自治体の財政需要を的確に把握すること。また、住民生活を支える行政体制の構築及び公共サービスの提供に関わる必要な人件費を確保するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保及び充実を図ること。
- 2 こどもから高齢者まで、切れ目のない社会保障制度と支援体制の構築を不断に追及するとともに、その実現に向け、各社会保障分野を支える人材を継続的に確保及び育成できる財源措置を講ずること。また、自治体の一般行政経費に占める社会保障関係経費の割合が増大していることから、国庫補助金の拡充及び一般財源の確保の双方の観点から、引き続き安定的な社会保障施策が展開できるように措置すること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、交付税特別会計の債務償還を加速するとともに、引き続き臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間における税源偏在性がより小さい地方税体系を目指して、抜本的な改善を行うこと。
- 4 国税、地方税を問わず税制の変更は地方財政にも重大な影響を与えることから、検討段階から国と地方の協議の場などを通じた自治体の制度設計への参画を保障し、自治体の財政運営に配慮すること。また、減税措置などによって地方税及び地方交付税の減収が見込まれる場合は、原則として全額を恒久的に地方特例交付金等により補填すること。
- 5 地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において自治体の政策的経費を支える不可欠な規模であることから、自治体の自由な裁量によって使用できる一般財源として恒久化を図ること。
- 6 各年度の給与改定に備えるため、2026年度に実施した給与改善費のような財源措置を恒久的に実施すること。また、会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善のため、継続的な財源措置を十分に実施すること。特に後者については、公営企業等一般会計以外の部門において

も繰出金等を通じて処遇改善が実現されるよう徹底すること。

- 7 指定管理や委託など、自治体を実施する各種事業において、人件費や物価の上昇に応じて、労務費に対する適切な価格転嫁が迅速に反映されるよう、引き続き必要な財政支援を行い、契約や雇用の形態に関わらず自治体の公共サービスを支える全ての人材の処遇を絶えず改善すること。
- 8 自治体業務システムの標準化については、引き続き国の責任において財源を措置すること。また、サイバーセキュリティの強化など、自治体DXの進展に伴い発生するシステム改修や事務負担、人件費の増大等の負担について、自治体の事情に応じて柔軟に支援できる体制を整備すること。
- 9 地域社会及び地域コミュニティの機能維持のため、その存在意義が改めて重要視されている地域公共交通の確保や整備について、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援するとともに、国庫支出金を拡充し、普通交付税の個別算定経費に公共交通関連経費を位置付けるなど、事業者任せの対応から自治体が責任をもって主体的に実施できるような制度を構築すること。
- 10 地域医療供給体制の安定的な確保という観点から、単なる収支で病院の存廃が決められ、住民の医療へのアクセスが困難になるという状況を招かないように、公立病院をはじめとする地域医療機関に十分な財政支援を講ずるとともに、物価高騰や専門人材の不足にも対応できるように国全体での取組を強化すること。
- 11 地方交付税制度の安定性は維持しつつも、普通交付税における個別算定経費の在り方及び基準財政需要額の算定方式等並びに特別交付税における配分方式の在り方について、不断の再検討を行い、地方交付税が、自治体の事情を十分にしんしゃくした上で財源保障機能と財政調整機能を発揮できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

座間市議会議長 松橋淳郎